

## 平成25年度 鶴岡市児童福祉審議会（会議録）

○ 日 時 平成25年11月11日 午後2時～3時10分

○ 会 場 にこ・ふる 3階 大会議室

○ 出席委員

竹内峰子（委員長）、大戸喜晴、田澤光彦、伊藤秀紀、佐々木啓彦、平山昌子、石川正廣、佐藤以中、櫻井好和、工藤幸吉、伊藤未志、眞田敬、渡部文子、阿部秀、齋藤亮一、佐藤節子、稻泉美子

○ 欠席委員

富樫孝雄、後藤拡

○ 市側出席職員

健康福祉部長 今野和恵、子育て推進課長 渡邊純、子ども家庭支援センター所長 斎藤律子、藤島庁舎市民福祉課長 丸山隆逸、羽黒庁舎市民福祉課長 国井儀昭、櫛引庁舎市民福祉課長 本間俊司、朝日庁舎市民福祉課長 佐藤利浩、温海庁舎市民福祉課長 富樫達男、子育て推進課長補佐 佐藤美鈴、同主査 渡会健一、同子育て推進専門員 成沢真紀、同子育て推進専門員 五十嵐亜希

○ 公開・非公開の別 公開

○ 倍聴者の人数 0人

○ 報告事項 (1) 鶴岡市児童福祉審議会条例について  
(2) 鶴岡市の児童の現状について  
(3) 子ども・子育て支援新制度について

### 1 開 会

進行 定刻になりましたので、まだ一人お見えになつていませんが、始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、また、今シーズン初雪という足もとの悪いところ、鶴岡市児童福祉審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

今日の次第、委員名簿、事務局名簿、資料がNo.1からNo.6までございます。それから、「平成24年度子ども家庭支援センター事業のまとめ」という黄色の冊子と「子育て支援ガイドブックおおきくなあれ」という冊子ですが、皆様、ございますか。

今回から、この鶴岡市児童福祉審議会ですが、9月の条例改正を受けて、地方版の子ども子育て会議の役割も担うことになりました。後程、会議の中で詳しく報告させていただきますが、その旨ご承知おき願います。

また、今回から市の方針により、この会議の資料及び会議録の概要について市のホームページで公表することとなっていますので、あらかじめお知らせしておきます。

それでは、ただいまから 平成25年度鶴岡市児童福祉審議会を開催いたします。

進行を務めますわたくしは、子育て推進課の佐藤 美鈴と申します。今年4月から担当をさせていただいているので、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 2 委嘱状の交付

進行 はじめに、委嘱状の交付を行わせていただきます。このたび、地方版の子ども子育て会議の役割も担うことになりましたことから、委員の方を2業者2団体新たに増やさせていただきました。

また、5つの推薦団体から役員等の変更があり、新しい委員の推薦をいただいております。それでは、新任の7名の委員の皆様に委嘱状の交付を行ないます。

なお、任期については、現在在任する審議会の委員の任期の満了する日までの平成26年3月15日までとなっています。

### 3 あいさつ

健康福祉部長 この4月より健康福祉部長を務めております今野和恵と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に先立ちまして一言あいさつをさせていただきます。

日頃から委員及び関係機関、関係団体の皆様方からは、本市の児童福祉行政にご協力を賜っておりますこと、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。また、このたび新たに委員をお引き受けいただいた皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

10月に榎本市長が再選され、本市の少子化対策は喫緊の課題でありまして、「子育てるなら鶴岡市」となるよう、財政の許す限りではございますが、子育て支援策を広げたい、と考えております。

皆様ご存知のとおり、子育て環境は変化をしておりまして、子育て支援の内容も多様化しております。国ではこうした状況に対応すべく、昨年8月に可決・交付されました「子ども・子育て関連3法」が施行されます平成27年度に向けて、本格的に動きはじめておりますし、本市としても時宜にかなった施策の展開に努めなければならないと考えておるところであります。

本日のこの児童福祉審議会も、子ども・子育て支援法に規定する合議制の機関を兼ねるものとして、開かせていただいております。委員の皆様方には、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、私からのあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### 4 自己紹介

進行 次に次第4番になりますが、自己紹介をお願いいたします。

委員名簿、事務局名簿がお手元にございますが、委員名簿の委員長が前に座っておられますので委員長から先に1番の方から19番の方まで順にお願いいたします。その後事務局にお願いします。

\*自己紹介

## 5 欠席委員の報告

進行 続いて欠席委員の報告をいたします。本日の審議会には都合により欠席の旨を、委員名簿10番の庄内児童相談所長、後藤拡委員からいただいております。なお、5番の民間保育園協議会会长がまだお見えになつていませんが、本日の審議会、委員19名中17名の出席で、鶴岡市児童福祉審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立しております。

本日の会議は、市長の諮問による児童の福祉に関する調査や審議する協議事項が特にございませんので、報告事項だけとさせていただきますのでよろしくお願ひします。

## 6 委員長挨拶

進行 それでは、報告事項に入らせていただきます。竹内委員長からもう一度ご挨拶をいただき、進行をしていただきますようよろしくお願ひします。

委員長 あらためまして、今日本常に初雪でしょうか、思いもよらず雪の中本当に足元の悪い中、皆さん本当に忙しい中こうして会議に出席していただきまして、本当にありがとうございます。竹内峰子です。

事務局からも今日の進行について話がありました、審議する事項がありませんので皆様スムーズに進めて行きたいと思っております。仕事を休んで来ている方もいらっしゃいますので、3時半を目途に終わらせたいと思っておりますので、協力のほどよろしくお願ひします。

それでは、最初に「鶴岡市児童福祉審議会条例について」お願ひします。

### (1) 「鶴岡市児童福祉審議会条例について」

事務局 資料No.1をご覧ください。平成17年12月に設置されています。設置の目的は、児童福祉法第8条第3項に規定する「児童福祉に関する審議会その他の合議制機関を設置することができる。」それから児童福祉法第8条第4項に、「市町村児童福祉審議会は、市町村の管理に属し、子ども、妊娠婦、知的障害者の福祉に関し、市町村の諮問に答え、または関係行政機関に意見を具申することができる。」とあり、平成17年12月にその所掌事項を「審議会は、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議する。」として設置されました。

このたび、子ども・子育て支援法が昨年8月22日に制定され、平成27年度から施行されます。この法律第77条1項で、「市町村における子ども・子育て支援事業計画及び施策の推進に関し、合議制の機関をおくことが努力義務とされていて、設置する場合は条例で定める必要がある。」と規定されています。

それで、新たにこの合議制機関を設けるかどうかを検討しましたが、児童福祉審議会があるので、新たに別の条例を制定して機関を設けても、所掌事項の対象が児童と子どもで同じであることや、委員を選任した場合も、現在選任している委員と殆ど重なる組織代表と考えられる、ということから「鶴岡市児童福祉審議会条例」を一部改正して、この子ども・子育て支援法の合議制の機関を一緒に担うことにいたしました。

それで、条例の設置第1条に、2行目「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、鶴岡市児童福祉審議会を置く。」といたしました。

所掌事項は、第2条に最初開設されていたときの(1)「児童の福祉に関する事項」というのがありました、2号として「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項」を調査審議する、ということを付け加えました。組織第3条「審議会は、委員20人以内で組織する」、ここは変わりませんが、第2項の第1号に「児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。）の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。）を新たに付け加えました。もともと、「学識経験者」と「児童の福祉に関する事業に従事する者」しかありませんでしたが、学識経験者の中から児童の保護者もずっと選んできましたので、きちんと条文に加えたものです。この方達は委員の交代はありませんでしたが、「児童の福祉に関する事業に従事する者」というところで、社会福祉法人思恩会と社会福祉法人恵泉会の方々から選任させていただきました。

第4条「委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」第5条から臨時委員、委員長・副委員長、会議、会議の召集、会議の議事とあり、庶務は我々子育て推進課で処理、というところで、ここ9条までは変わりありませんが、附則の第2条で、「この条例の施行に伴い新たに任命される鶴岡市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、改正後の鶴岡市児童福祉審議会条例第4条の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する審議会の委員の任期の満了する日までとする。」と定めましたので、先程新たに委員となった思恩会と恵泉会のお二方も平成26年3月15日までの任期となります。

第4条で、「前任者の残任期間とする。」とありますので、委員の交代で新しくなられた方、今日辞令をもらわれた方々は皆さん、平成26年3月15日までの任期となります。

委員長 ただいま説明ありました「鶴岡市児童福祉審議会条例について」何か質問ないでしょうか。

委員 条例については昨年度担当者から「子ども・子育て会議」についてはこの会議でと話しているので、それはそれで私は良いと思いますが、審議会委員のメンバーですが、児童の保護者として3名入っているわけでそれぞれ幼稚園、保育所、小中学校の代表者ということですが、在宅で子育てをしている保護者の方もメンバーに入れたらどうかという一つの意見であります。在宅と施設に入所している方は意見とかニーズが違うと思うので、幅広い意見を聞くとしたら、在宅で子育てをしている保護者の意見も聞くべきではないかという感じがします。一つの意見でありますか、検討していただければと思います。

委員長 今の意見に対して事務局で何かありますでしょうか。

事務局 ありがとうございました。貴重な意見として検討させていただきます。

委員 この会議の名称ですが、山形県の他の市町村での「子ども・子育て会議」については、「子ども・子育て会議」という名称になっているようですが、この市の場合、そうはならないのでしょうか。

事務局 県とか他市でも「子ども・子育て支援会議」とあります。「子ども・子育て会議」等を新たに設けた場合はそのようになりますが、鶴岡市の場合は、先程説明したとおり委員のメンバーもそんなに変わりませんし、児童福祉のことに関して協議する、ということで児童福祉審議会にその機能をもたせましたので、名称は変わりません。

議長 それでは、他になければ2のほうに進みます。

「鶴岡市の児童の現状について」お願いします。

## (2) 鶴岡市の児童の現状について

事務局 資料No.2をご覧ください。合計特殊出生率・出生数の推移。このグラフを見ていただきたいのですが、折れ線グラフの一番上が鶴岡市の出生率で、下の棒グラフが鶴岡市の出生数になります。鶴岡市は山形県、全国、全国よりも山形県が上、山形県よりも鶴岡市が上ときましたが、だんだん下回ってきて、平成21年に過去最低となっています。平成22年には出生数1,024人、合計特殊出生率1.62と微増しましたが、その後また平成23年24年と減って、平成24年の出生数は897人、合計特殊出生率は1.46になりました。

下の表を見ていただきたいのですが、山形県の合計特殊出生率が1.44、鶴岡市が1.46ということで、折れ線グラフ上はほとんど重なって違いが分からない状況になっています。全国も平成24年は1.41なのでそんなに変わらなくなっています。

次に2ページ目をご覧ください。核家族化の進行、三世代同居率になります。本市の核家族世帯数は、平成22年46.7%と年々増加傾向にあり、一方三世代同居率は、平成22年17.9%まで減少しました。また、核家族世帯の内、18歳未満の子どものいる家庭の世帯数は年々かなり減少しており、少子化の状況が伺えます。ただし、三世代同居率も比較的高くなっている状況です。こちらは国勢調査の資料になりますので、最新が平成22年になり5年刻みの資料が出ています。

次に3ページ目をご覧ください。晩婚化、未婚化というところで、出生数の減少の要因の一つには、結婚やライフスタイルに対する価値観の多様化により、未婚、晩婚化の進行による出産の母体となる出産適齢女性人口の減少が考えられます。本市の未婚率は、平成22年には男性の30~34歳が42.6%、女性の30~34歳が26%と全国平均よりも低くなっていますが、全国の傾向と同様、男女とも年々高くなっています。こちらも国勢調査の資料なのでこれ以上詳しい数字は分からぬものです。

続いて4ページと5ページをご覧ください。保育施設等入所児童数の推移、就学前児童の保育状況の推移、4ページ下のグラフと合わせて見てもらいたいのですが、子どもの数は年々減っています。平成13年頃8,000人いた子どもの数が、今は6,000人を割っていて、子どもの数はぐっと減っているけれども、幼稚園に入園している子どもたちは減っていて、保育所に入所している子どもがだんだん増えています。5ページには入所率が出ていますが、3、4、5歳に比べて、0、1、2歳が入所率はどんどん高くなっている状況です。入所率というと3、4、5歳は多いが、率の伸び具合の割合は0、1、2歳が多くなっていることが、このグラフで分かります。

6ページの平成25年度年齢別保育状況、先程の表・グラフとかぶる部分もありますが、合計が出ていませんが0~5歳までの年齢別の保育所の入所児童数、認可外保育所に入所している児童数、

幼稚園に入園している児童数、在宅、5歳児では在宅は一人もいないというところで、まだ4歳以下はいますが保育所にも多く入所しています。特に2歳児になると在宅よりも1.5倍くらい保育所に入所していることが分かります。

7ページになりますが、放課後児童クラブの状況、これは放課後児童クラブなので小学校に入学している子どもたちの状況になります。提供資料ですが、平成24年の棒グラフから夏休み等の臨時利用登録数を全数算入していますので、(以下のグラフ)とあるが以下同じということで、24年度から数え方を変えていますが、利用している児童数が増えていることがわかります。全市に比べて1~6学区の市街地、特に1~3年生の低学年の子どもたちの利用が増えていることが分かります。

簡単ではありますが、現在の状況になります。

委員長 それでは、ただいま説明したことに関して皆さんから質問あればお願いします。

なければ次に移りたいと思うが。よろしいでしょうか。

それでは3の子ども・子育て支援新制度についてお願いします。

## (3) 子ども・子育て支援新制度について

事務局 まず始めに資料No.3をご覧いただきたい。「子ども・子育て関連3法」の概要については、今年3月の審議会でも簡単に説明させていただきましたが、今回新たに委員になられた方もいらっしゃるので、改めてこの概要について説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。子育てをめぐる現状と課題についてと上に書いてありますが、急速に少子化が進む中、より一層子育て支援が求められています。その中で待機児童問題は例年深刻になっていますし、その一方で質の高い幼児期の学校教育の振興、この重要性が求められてきています。こういったことから、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供、それから保育の量的な拡大と確保、質的な改善、それと地域の子ども・子育て支援の充実、こういったものが課題になってきており、これらを法という目的として平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」というものが成立しました。この3法というのは、「認定子ども園法」というのが既にあったのですが、これの改正、それから新たに「子ども・子育て支援法」というものが創設されて、それとその2つの法律に関わるもう1つの法律を整備するための法律、この3つを合わせて「子ども・子育て関連3法」といっています。この趣旨ですが、下にある保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものです。この主なポイントは大きく3つあります、1つは認定こども園と幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付、それから小規模な保育への給付ということで地域型保育給付というものが新たに創設されます。それから2つ目、認定こども園制度というのが今現在ありますが、こちらも特に幼児連携型認定こども園が今までよりも改善されることになります。それから3つ目として、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実があります。

次のページをご覧ください。幼児期の学校教育と保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みということで、まず市町村を基礎自治体として市町村がそれぞれの事業の実施主体とな

ります。それから社会全体による費用負担ということで、今年10月に来年度から消費税率を8%に引き上げるということが決定しましたが、その消費税率の引き上げによる恒久財源の確保、これを前提としています。それから政府の推進体制ということで、現在は、幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省が管轄というふうにバラバラな推進体制になっていますが、これを一本化して内閣府に子ども・子育て本部というものを設置して推進していくことになります。それから子ども・子育て会議の設置ということで、国においても各分野の代表からなる子ども・子育て会議というものを設置して、現在いろいろな議論が進められているところでありますし、同時に市町村にも合議制の機関として地方版子ども・子育て会議、これは義務ではないが努力義務ということで設置するようになりました。本市においては先程も説明したとおり、この児童福祉審議会にその役割を担っていただくことにしています。

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像は下のほうにあるとおりですが、左側の子ども・子育て給付についてさらに詳しく説明したものが、次のページの下段になります。4ページです。大きく子ども・子育て支援法という枠組みの中に施設型給付と地域型給付がありまして、施設型給付の中には、認定こども園、幼稚園、保育所の3つが入ります。地域型保育給付については、定員20人未満の小規模な保育、俗に保育ママと言われている家庭的保育、事業所内保育などがあげられます。幼稚園のところが左側の大きい四角からちょっとはみ出していますが、この部分は子ども・子育て支援法による給付を受けずに現行のままで運営することも良しとされていますので、その場合は給付に入らないということで、このちょっとはみ出している部分になっています。

次の5ページをお願いします。認定こども園というのは、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設ということで、現在4つのタイプがあつて運営されていますが、今回改正になったのは、左側に類型4つ書いてある内の一番上の幼保連携型認定こども園が改正になりました。現在幼保連携型認定こども園は、幼稚園の部分は学校教育法に基づく認可を受けて、保育所の部分については児童福祉法に基づく認可を受けて、指導監督や財政措置についてはそれぞれの法律や制度に基づいて運営されていますが、これを法化して「改正認定こども園法」が子ども・子育て3法の1つにありますが、こちらに基づいた単一の認可となり指導監督・財政措置もすべて一本化されるということで、今までよりも運営しやすくなるかなと思っています。

続いて9ページをご覧ください。新制度においての施設などの利用手続きについてですが、この上の左側の現行制度のところで、現在幼稚園については、利用者と幼稚園の契約となっていて、それに対して市町村が就園奨励費などの補助金を交付するという形になっています。一方保育所については、利用者と市町村の契約ということで、市町村が認可保育所に運営費という委託料を支払って、保育を実施していただいている。新たな制度については、利用者と保育施設のそれぞれの契約になります。ただ、保育所については、市町村が保育を実施すると児童福祉法で定められていますので、市町村と利用者の契約ということになり、利用調整や保育料の徴収はこれまでどおり市町村が行うことになりますので、今までとほぼやり方は同じとなります。

その下のほう、保育を必要とする場合の利用調整の手順は下の図の様になります。まず保護者が就労状況などに応じて保育の必要性の認定を受けることになります。ここが今までと変わ

るところです。認定の基準というのは、保護者の就労状況とか疾病があるかどうか、そういうもので変わってきますが、その基準は、今現在国の子ども・子育て会議で議論されているので、これを受けて市町村がそれぞれの基準を定めて、条例、要綱などで決める事になります。この詳しい内容については、また国から示され市でも素案がまとまり次第、この児童福祉審議会などにお諮りして決めていくことになると思いますので、その際は要求などをいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次のページ10ページをお願いします。新たな子ども・子育て支援制度での保育についての市町村の役割についてですが、今回児童福祉法も改正されて、市町村は、保育を必要とする子どもに対して、保育所において保育しなければならない。それから、認定こども園、家庭的保育事業等により、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。ということが児童福祉法に載りました。このため、市町村は保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとされて、その下のほうにある全市町村において市町村の計画の策定が義務付けられて、その計画に基づいて計画的な保育整備を行うこととなりました。

続いて13ページをお願いします。ページが前後しますが、先程3ページで事業の全体図をご覧いただいた際に、右側に地域子ども・子育て支援事業という給付とはまた別のものがありました、その事業の対象範囲ということになっています。市町村が地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援事業が、ここに書いてあるとおり地域子育て支援拠点事業、一児預かり、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブなど13の事業があります。これらについてこれから策定する事業計画の中に、その提供体制の確保策などを盛り込んで新たに条例や要綱などを作成して、これに基づいて、市町村が事業を実施していくことになります。これらの給付や事業を行うための財源は、消費税率の引き上げによる増税分を充てることになりますので、新制度は消費税率が10%になる予定の平成27年度から本格的にスタートすることになります。

続きまして資料No.4をご覧ください。子ども・子育て支援法の第60条で、国は教育・保育、地域の子ども・子育て支援の継続体制の整備、それから円滑な実施などに向けて、子ども・子育て支援に対応した総合的に推進するための基本的な指針を定めるとされています。このたびこの基本指針の概要が出されましたので、これについて説明いたします。基本指針そのものは大変長い文章で示されていますが、今回はかいつまんで話させていただきます。

1ページの下段になります。まず前半で、子ども・子育て支援の意義が示されています。これについては先程も申し上げましたが、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、あらゆる分野の全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要、ということが記されています。

次に、地方自治体の事業計画の作成の指針が細かく載せられています。子ども・子育て支援法に基づいて、すべての都道府県、市町村が事業計画を作成することになりますが、その計画を作成するにあたって留意する事項や計画に盛り込むべき事項などが記載されています。この詳細については後程説明させていただきます。その次に、計画の作成時期、計画の期間など、

制度に関する基本的事項が提示されています。それから、児童福祉法など関連の施策との連携について述べられています。

次のページ2ページをご覧ください。基本指針の中で、市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画のイメージというものが載っています。市町村の子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需要と供給に関する計画ということで、新制度の実施主体になる全市町村が作成することになっています。下のほうですが、事業計画の基本的な記載事項ということで、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載することとされています。この必須的な必ず載せなければならない事項として、1つは区域の設定、それから各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容とその時期、3番目として地域子ども・子育て支援事業の必要とされる量の見込み、それから実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容とその実施時期、そして4つ目ということで幼児期の学校教育・保育の一体的提供、それから学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容、この4項目については必ず記載すべき事項とされています。それから任意的な記載事項ということで、ここに書いてある3つの骨格が載っています。こういったことを盛り込んで、これから私たちのほうで事業計画というものを作成していくことになります。

次に3ページを開いてください。市町村支援事業計画の一番のポイントは、教育や保育の量の見込み、確保の内容、その実施時期をどのように整備していくかなのですが、これについては、現在の利用状況と利用の希望を踏まえて計画を立てるようになっていまして、住民の方たちの利用希望の把握が前提となっています。このため、保護者の方などを対象にしたニーズ調査、それから事業をなさっている方たちからの聞き取りなどによって、希望を把握していく必要があります。

その確保の内容と実施時期についてですが、ニーズに対して施設が不足している場合は、施設、それから地域型保育事業の整備が必要ということになっていますので、今現在の出生数の推移とかそういうものを見ながら、施設の整備を進めていかなければならないということになります。それから、地域・子ども子育て支援事業についても同様に、ニーズや事業者の方の実態を把握したうえで、見込みを立てることになっております。

今、市町村の事業計画の内容について申し上げましたが、都道府県でも同じように、子ども・子育て支援事業計画を立てることになっております。この内容については、今回説明は割愛いたしますが、市町村のニーズ量などを随時県に報告して、県でも必要な項目を盛り込みながら計画を作成するということになっています。以上、基本指針の概要を説明いたしました。

続いて資料No.5をご覧ください。先程説明した市町村の事業計画の中で、事業の提供量や保育量の見込みを算出するにあたって、保護者の方たちの就労の現状、希望などを把握する必要がありますので、保護者の方を対象としたニーズ調査というものを実施いたしました。その内容を説明いたします。調査の目的はただいま申し上げましたとおりです。調査の対象ですが、市内での就学前児童のいる世帯のうち約2割を無作為に抽出して、鶴岡市内1,232世帯こちら

を対象にして調査いたしました。調査事項については、今回後ろのほうに調査票を付けさせていただきましたが、この調査票の内容にあるとおりで、内容としては児童及び世帯の状況、父母の就労状況、就労希望、それから児童の教育・保育、子育て支援について現在の利用状況と今後の利用希望等を伺う内容となっております。詳しい内容については、後程この調査票をご覧ください。

調査の期日ですが、もう既に行っておりまして、平成25年10月10日～25日を調査期間として実施いたしました。その方法については、基本的に郵送で調査票の配布・回収を行いましたが、対象となるお子さんが認可保育園に入っている場合には保育園を通じて配布・回収を行なっております。その数ですが、郵送で実施した方は593世帯、保育所を経由して協力頂いた方は639世帯となっております。今日現在回答を頂いたのが809世帯で、回収率としては全体の65.7%の方に回答を頂いたということになります。

集計の結果の公表についてですが、集計自体は今現在民間の業者に委託して集計作業を行っております。その調査結果がまとまり次第、この児童福祉審議会、次回開催になると思いますがその中で報告いたしますし、それからホームページなどを通じて、市民の方たちにも概要を公表する予定しております。

続いて資料No.6をお願いします。最後になりますが、平成27年4月にこの新制度が本格的にスタートするわけですが、このスタートに向けて市が行う作業をまとめたのでご覧ください。

まず事業計画についてですが、今年度いっぱいをかけて現状の把握、それから今現在、次世代育成支援対策の行動計画というものがありまして、子育て支援についていろいろな事業を盛り込んで実施しているわけですが、この実施状況の評価を行なっております。それから、ただいま説明したニーズ調査の分析を行ないまして、こういったものを参考にして、今後の教育・保育の量がどれぐらい必要かという見込みを立てることになります。そして来年度26年度の初めには、国から施設に対する給付の価格の骨格が提示される予定ですので、それを受けて、既存の施設の意向確認、例えば認定こども園に移行するのかとか、幼稚園については施設型給付に入るか入らないかとか、そういう意向を確認しまして、事業の提供量などの確保の方策を検討して、来年度平成26年9月末までに概ねの計画案を取りまとめることになります。その後パブリックコメントや最終調整を経て、平成26年度の3月末までに市町村の事業計画を作成いたします。

その下の方について、幼保連携型認定こども園と地域型保育事業の認可基準については、市町村が定めることになっておりますので、こちらとその下の運営基準というところで、幼稚園とか保育所などの施設は、施設型給付の対象になるために確認というものが必要になりますので、この運営基準の内容、それから支給認定ということで、保護者の方たちの就労とか疾病などの状況に応じて保育の必要性の認定というものが必要になってきますが、この認定のための客観的な基準を市町村が定めることとなっております。これについて実態把握を経て、今年度から来年度初めにかけて基準案の検討を進めます。来年6月議会で条例の制定、必要に応じて規則・要項などの制定を行ないまして、その後事業者、保護者の方たちへの周知ということでいろいろなお知らせをする予定です。秋には保育園や幼稚園の利用手続きが始まりますので、

その前にすべて鶴岡市も定めなければならないことになっております。

それから、地域子ども・子育て支援事業についても同じように基準などを定めなければならぬのですが、の中でも特に放課後児童クラブの設備運営基準についても条例で定めることとされていますので、これについても行うことになります。

それからその下の費用・利用者負担というところで、主に保護者の方たちの保育料・利用料ということになりますが、こちらについても秋口にはいろいろな手続きがありますので、その前には応分の値を保護者の皆さんにお知らせするために、金額をいくらに設定するかなどを来年度26年度の前半に検討して、秋には27年度の予算要求に向けて動くことになります。

それからこういったらもろもろの認定などをするにあたりまして、電算システムを導入しなければなりませんので、そのシステムについて今年度中に業者の選定を行なって、来年度早々には導入をして秋の手続きに間に合うように作業を進めていくことになります。

その他として随時、新制度の内容について市民の皆さん、事業者の方たちにお知らせをしていくことになります。それで、1番上の方にありますが、この児童福祉審議会においても、そういう事業計画の素案とか、各種の基準、承認の案などについて随時示しながら皆さんの意見を頂戴して、それを計画に反映させるという形で進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、新制度の概要について説明いたしました。

委員長 今説明あった件に関して、皆様から聞きたいことがありましたらお願いします。

盛りだくさんの説明で頭が痛くなるようでしたが、理解されましたか。

では、皆さんのはうから何か意見がなければ、これで報告事項を終了させていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、皆さんのはうから特段ないようですので、報告事項は終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局 竹内委員長、進行ありがとうございました。皆様のご協力であまりにもスムーズに終了しそうですが、何かございませんでしょうか。

それでは、これで平成25年度の鶴岡市児童福祉審議会を終了いたします。

26年とは申し上げましたが、計画案ができましたら委員の皆さんには何らかの形でお示ししたいと思っております。意見等ありましたら出していただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。これで閉会いたします。